

当初設計書		設計工事費	(消費税及び地方消費税額)	設計		精算	
		当初金	() 円也				
起工番号 : 河維 (委) 第8号 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度 : 令和 7 年度 単価世代 : 令和07年03月01日 公共 事業名 : 河川排水路等補修事業 諸経費率 : 公共 令和6年10月01日 工事名 : 側溝・水路浚渫業務委託 (単価契約) 中央部 設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所 工事場所 : 久留米市 内各町 中央部 地内							
設計概要	(当初設計) 別紙単価表のとおり						

令和7年度

側溝・水路浚渫業務委託(単価契約) 中央部

工 種	規 格	単位	基 礎 単 価	委 託 価 格	委託請負価格	消費税	契約単価
側溝清掃工(機械組合せ作業)	側溝清掃(機械組合せ作業)	100m					
水路清掃工(機械単独作業)	側溝清掃車(機械単独作業)	10m ³					
側溝・水路清掃工 残土仮置		m ³					
発生土処分	第4種発生土(草木混り)	m ³					
側溝内支障物撤去工	モルタル等	m					
支障物処分工(無筋コンクリート殻等)	中間処理 人力積込 運搬	m ³					
水替ポンプ運転(作業時排水)	口径150mm*1台	日					
土のう締切工	土のう寸法62*48cm 側面並べ	m ²					
水路除草(運搬焼却処理含む)	人力除草	m ²					
排土処理(土砂)	機械積込・運搬	m ³					
排土処理(土のう)	人力積込・運搬	袋					
排土処理(草木)	人力積込・運搬・処分	kg					
交通誘導員		人日					
側溝清掃工(機械組合せ作業)(夜間)	側溝清掃(機械組合せ作業)	100m					
水路清掃工(機械単独作業)(夜間)	側溝清掃車(機械単独作業)	10m ³					
側溝・水路清掃工 残土仮置(夜間)		m ³					
側溝内支障物撤去工(夜間)	モルタル等	m					
支障物処分工(無筋コンクリート殻等)(夜間)	中間処理 人力積込 運搬	m ³					
土のう締切工(夜間)	土のう寸法62*48cm 側面並べ	m ²					
水路除草(運搬焼却処理含む)(夜間)	人力除草	m ²					
交通誘導員(夜間)		人日					
合 計							

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税額の取扱いについて

1. 入札は、各工種における委託価格の合計額にて行い、その請負率を各工

種の委託価格に乗じた金額を委託請負価格とする。

委託価格は予定数量を考慮した価格である。なお、予定数量については、仕様書に

記載された数量を目安とするが、当該年度の要望数等により増減する事がある。

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格} \times 1.10$$

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

2. 各工種委託請負価格の計算過程に於いて整数止めとするため、契約単価の合計金額

と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額とはあわない場合があるので

その場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価

とする。

当初設計書		設計工事費	(消費税及び地方消費税額)	設		精	
		当初 金	() 円也	計		算	
起工番号 : 河維 (委) 第8号 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度 : 令和 7 年度 単価世代 : 令和07年03月01日 公共 事業名 : 河川排水路等補修事業 諸経費率 : 公共 令和6年10月01日 工事名 : 側溝・水路浚渫業務委託 (単価契約) 中央部 設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所 工事場所 : 久留米市 内各町 中央部 地内							
設 計 の 概 要	(当初設計)						
	側溝清掃工 (機械組合せ作業) 一式 水路清掃工 (機械単独作業) 一式 側溝・水路清掃工 残土仮置 一式 発生土処分 一式 側溝内支障物撤去工 一式 支障物処分工 (無筋コンクリート殻等) 一式 水替ポンプ運転 (作業時排水) 一式 土のう締切工 一式 水路除草 (運搬焼却処理含む) 一式 排土処理 (土砂) 一式 排土処理 (土のう) 一式 排土処理 (草木) 一式 交通誘導員 一式 側溝清掃工 (機械組合せ作業) (夜間) 一式 水路清掃工 (機械単独作業) (夜間) 一式 側溝・水路清掃工 残土仮置 (夜間) 一式 側溝内支障物撤去工 (夜間) 一式 支障物処分工 (無筋コンクリート殻等) (夜間) 一式 土のう締切工 (夜間) 一式 水路除草 (運搬焼却処理含む) (夜間) 一式 交通誘導員 (夜間) 一式						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路維持工事	1	式				
側溝清掃工(機械組合せ作業)	10	100m			単 1 号	
水路清掃工(機械単独作業)	5	10m3			単 2 号	
側溝・水路清掃工 残土仮置	50	m3			単 3 号	
発生土処分 第4種発生土（草木混り）	190	m3			単 4 号	
側溝内支障物撤去工 モルタル等	10	m			単 5 号	
支障物処分工(無筋コンクリート殻等) 中間処理・人力積込・運搬	1	m3			単 6 号	
水替ポンプ運転（作業時排水） 口径150mm	5	日			単 7 号	
土のう締切工	1	m2			単 8 号	
水路除草(運搬焼却処理含む) 人力除草	100	m2			単 9 号	
排土処理（土砂） 機械積込・運搬	100	m3			単 10 号	
排土処理（土のう） 人力積込・運搬	50	袋			単 11 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
排土処理（草木） 人力積込・運搬・処分	10,000	kg			単 12 号	
交通誘導員	5	人日			単 13 号	
側溝清掃工(機械組合せ作業)	1	100m			単 14 号	
水路清掃工(機械単独作業)	1	10m3			単 15 号	
側溝・水路清掃工 残土仮置	14	m3			単 16 号	
側溝内支障物撤去工 モルタル等	1	m			単 17 号	
支障物処分工(無筋コンクリート殻等) 中間処理・人力積込・運搬	1	m3			単 18 号	
土のう締切工	1	m2			単 19 号	
水路除草(運搬焼却処理含む) 人力除草	1	m2			単 20 号	
交通誘導員	1	人日			単 21 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

側溝・水路浚渫業務特記仕様書

- 1 この仕様書は、久留米市長が管理する水路及び道路側溝等（以下「水路等」という。）の浚渫業務について必要な事項を示すものである。

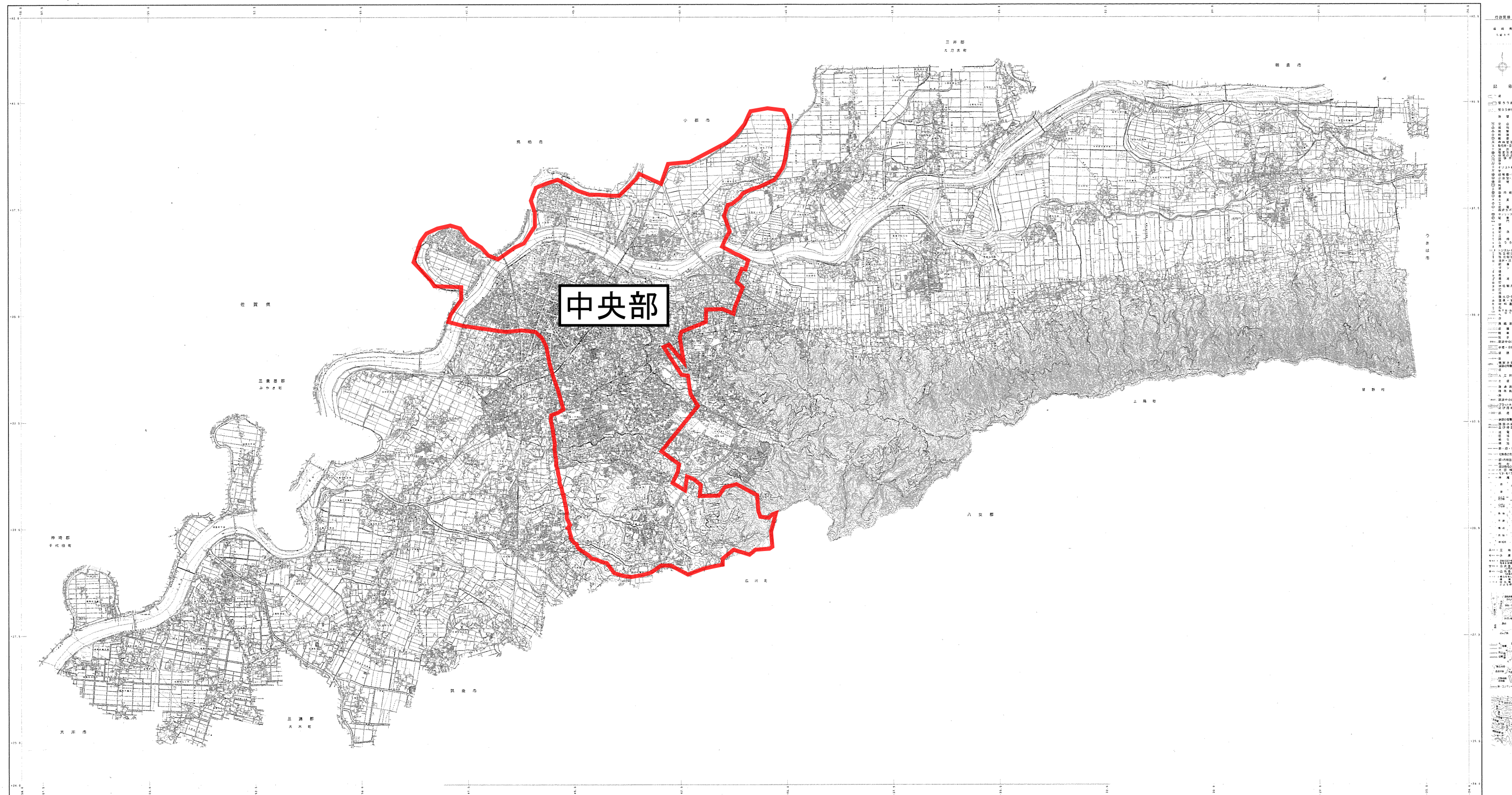
浚渫に関しては、「福岡県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」その他監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。業務期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- 2 設計図書並びに本仕様書中、設計書における数量は各工種の単位当たり単価を決定するための設計数量である。

また、内訳書の数量は、年間をとおしての予定数量であり、増減することがある。
- 3 受注者は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を1名選任した上で、各業務箇所には現場責任者1名（腕章着用）を常駐させなければならない。
- 4 指令書の総括数量は小数第1位止とする。ただし、小数第1位に満たない場合は小数第2位止とする。
- 5 業務箇所、数量及び履行期間等については、「指令書」により指示する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 6 受注者は各指令書の緊急性を考慮し、監督職員の指示に従い、速やかに履行し遅延しないことを原則とするが、やむを得ず、遅延する見込みが判明した場合は、速やかに監督職員にその理由と今後の対応について報告し、その指示に従うこと。また、指令書の内容について疑義が生じた場合にも、速やかに監督職員と協議を行うものとする。
- 7 受注者は着手前に「施工体制台帳」「施工体系図」「緊急時の体制・連絡系統図」に関する書類（業務計画書）を提出しなければならない。
- 8 浚渫業務の施行にあたっては、側溝清掃工は側溝清掃車（高圧洗浄車）及び排水管清掃車（吸引車）によるものとし、関係設計図書及びに本仕様書に準拠し入念、確実にこなわなければならない。
- 9 排土処理とは、河川一斉清掃等で発生した土砂等について仮置場より積込・運搬及び処分を行うものである。
- 10 受注者は、特殊な場合を除き、業務の記録となる業務写真を着手前、施工中、完了後に分けて撮り、比較できるように整理してから提出すること。

- 11 本業務の履行に際して行う交通制限に関しては、発注者及び関係機関と十分協議し、現場状況に応じて、適切な標識等の保安設備を設置するとともに、交通誘導員の適切な配置を行うこと。
なお、受注者は責任を持って地元住民への周知及び交通誘導員の手配を行うこと。
- 12 交通誘導員を配置する際、契約締結している警備会社より、社員の資格有無が確認できる書類を提出すること。
- 13 受注者は第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務施工に伴い、第三者に与えた損害補償する保険に加入すること。また、監督職員にその写しを提出すること。
- 14 作業中の従業員は統一した黄色のアノラックス又はチョッキ等を着用し、これに反射シートを取付けると共に保安帽を着用すること。
- 15 受注者は、本業務により発生する浚渫土を運搬処理する場所を、業務計画書に明記すること。
また、本業務により発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理すること。
- 16 本単価契約に含まれる工種で規格のみが異なる場合は、別途積算により算出した直接委託費に、原契約の諸経費率及び請負率を乗じた金額を委託請負価格として計上するものとする。
- 17 受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。
- 18 受注者は、業務委託の下請作業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。
ア 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお、違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
イ 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。
- 19 本仕様書に明記されている『工事』は、業務と読み替えるものとする。
- 20 この契約に基づく業務箇所は、別紙「位置図」の区域とする。
排土処理についてはこの限りではない。
- 21 本仕様書に明記されていない事項は、監督職員と協議し、指示に従うこと。

1:25,000

久留米市全図



この地図は平成14年2月現在の状況に基づいて作成されたものであり、1:25,000の縮尺で表示されています。

1:25,000

久留米市